

美濃加茂市型下水道マンホールふた認定基準

1. 目的

美濃加茂市の公共下水道事業及び農業集落排水事業に使用するマンホールふた(呼び900-600及び600)を認定する場合の基準として規定する。

2. 認定基準

ふたの認定については、製造工場ごとに申請し下記の条件を満たすものとする。

- (1) 社団法人日本下水道協会の認定工場で製作されたものであること。
- (2) 美濃加茂市長に認定申請書を提出し、その内容が適性と認められること。
- (3) 美濃加茂市型下水道マンホールふたの性能規定に適合し、検査に合格したものであること。

3. 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

4. 認定の有効期限は3年とする。

5. 認定の更新

認定の更新は、期限内に行なうものとし変更のない添付書類及び工場検査は省略するものとする。

6. 認定の取り消し

認定した製造業者において下記の事項が生じたときは、美濃加茂市の認定を取り消すものとする。

- (1) 日本下水道協会の認定工場でなくなった場合。
- (2) 認定申請の内容が履行されなかった場合。
- (3) 不正や反社会的な事実が認められた場合。
- (4) 自ら廃業又は認定の取り消しを申し出た場合。

7. その他

- (1) 美濃加茂市は、認定期間内において認定申請書の内容確認など必要に応じ立ち入り検査や書類の提出を求めことができる。
- (2) 認定に必要な検査費用は、申請者の負担とする。
- (3) 申請者は、納入実績を単年度ごとに作成し翌年度の4月までに報告すること。
- (4) この基準に凝議が生じた場合は、両者の協議により決定する。